

第10期中野区健康福祉審議会 地域福祉・成年後見部会(第6回)

開催日 令和5年9月6日(水)午後7:00~8:10

開催場所 中野区役所 第8会議室(7階)

出席者

1. 地域福祉・成年後見部会委員

出席者 和気 純子、稲葉 剛、奈良 浩二、小野 武、荒岡 めぐみ、黒木 伸子、
宮澤 百合子、白岩 裕子、松山 聡、丸山 貴士、保田 響

2. 事務局

健康福祉部 福祉推進課長 中谷 博

【議 事】

○中谷福祉推進課長

少しお時間前ですが、皆さんおそろいになりましたので、部会のほうを始めさせていただければと思います。会を始めるに当たりまして、会長の和気先生からご挨拶をお願いします。

○和気部会長

皆様、こんばんは。そろそろこの会も今日で終わりですか。全体会がありますか。

○中谷福祉推進課長

まだ全体会があるのと、その後も素案をご審議いただく場が11月にありますので。

○和気部会長

分かりました。

今までの議論の成果を事務局のほうで文章に取りまとめでくださいましたので、今日はそちらを検討するという事になっておりますけれども、予定ではいつもより早く8時20分閉会ということになっておりますので。前回も、いつもお時間が押してしまいましたが、今日は早めに終わる可能性が高いかなと思っております。最後までよろしく願いいたします。

それでは事務局、よろしくお願いします。

○中谷福祉推進課長

では最初に、事務局のほうから事務連絡等させていただければと思います。

最初に配付資料の確認です。まず次第と、それから資料一覧、それから資料1がA4ホチキスどめ、縦のもので、第10期中野区健康福祉審議会地域福祉・成年後見部会報告書(案)です。それから資料の2が報告書(案)の概要で、同じくA4縦でホチキスどめのもの、それから次が参考資料で、A4横のもので、前回の部会でその場で私のほうで答えできなかった質問に対する回答を整理した表となっておりますので、お読み取りいただければと思います。それから、本日追加で配付させていただいた資料1で、「高齢者に迫る『住まいの貧困』機能していないセーフティネット」と題して、稲葉先生から情報提供いただいた資料です。居住支援の取組がまだまだ十分機能していないのではないかという趣旨の資料となっておりますので、ご覧いただければと思います。

事務局からの資料の確認は以上です。

○和気部会長

ありがとうございました。

それでは、議題のほうに移らせていただきます。地域福祉・成年後見部会報告書(案)について、事務局よりご説明よろしく願いいたします。

○中谷福祉推進課長

資料1に沿って私のほうからご説明させていただきたいと思います。基本的には、これまで部会でご審議いただいた内容を部会報告書(案)として事務局のほうで資料をまとめさせていただいたものとなっております。一部、事務局のほうで加筆させていただいた部分もありますが、基本的には部会でいただいたご意見を整理したつもりではあります。次回、第2回全体会が9月26日火曜日の夜7時からあるのですけれども、この場で各部会から部会の報告をするという予定になってございます。ですので、本日部会報告書(案)について、追加すべき点ですとか、修正すべき点ですとか、ご意見いただきましたら、次回の全体会までに内容を反映させて部会報告書の内容として取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、資料をお送りするのが直前になってしまったので、もしかすると時間の関係上、あまり事前に十分お目通しいただけていない方もいらっしゃるかもしれないので、くどいかもしれないのですが、私のほうで差し支えなければ、資料に沿ってザーッとおさらいも兼ねてご説明したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、お付き合いのほどよろしく願いします。

まず1枚おめくりいただいて目次なのですけれども、全体の構成についてご説明します。2章立てになっていて、第1章が地域福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方、第2章が成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき基本的な考え方としています。その後、次に用語の説明と、資料編として委員名簿とこれまでの部会の審議内容を整理した表を掲載しております。特に第1章の部分なのですけれども、あまり構成を再構成はせずに、若干順番は入れ替えていますけれども、基本的には部会の中でご審議いただいた項目ごとに意見を整理する形をとらせていただきました。実際、地域福祉計画の素案等をつくっていく段階では、このままの構成で計画(案)をつくるわけではないのですけれども、この中に掲載した内容を計画の中に盛り込んでいくようにしたいと考えてございます。

1ページ目の「はじめに」の部分は、審議会への諮問事項と、部会への付託事項を確認として掲載しております。

2ページ目からが内容の本題になっていきます。

まず、第1章の1番、地域活動における支援についての部分になります。括弧で4項目掲げています。

まず(1)、地域活動への意識の醸成についての部分です。地域活動の参加に対してハードルを下げる取組を実施してほしいとしています。地域活動は、負担感が強いとか、大変そうと、そういったイメージを抱いている方も少なくないということで、ちょっとした活動についても、地域活動の1つであると言えるような地域活動の理解を深めてもらうために、継続的に周知を行って区民による地域活動への意識の醸成を図ってほしいとしております。

次に(2)、若年層へのきっかけづくりについてです。若年層による地域活動への参加を後押しするきっかけづくりを検討してほしいとしております。区内の大学のボランティアセンターと行政が連携をして、大学生による地域活動への参加を促すことも1つの手段としています。世代を問わず、誰もが気軽に参加できるようなイベントや交流会を実施して、地域や人とのつながりを広げる機会の創出も有効としています。

それから(3)で、様々な世代の担い手促進です。これまであまり想定してこなかった40代や50代といった中高年の方を地域に取り込むためのアプローチについても検討を進めてほしいとしています。

最後に(4)、地域課題を解決する多様な担い手についてです。区では、これまで計14の事業者と協定を締結して見守り・支えあいの取組をしてきているところなのですが、同様の協定を締結する主体を増やしていくことが望まれるとしています。

大きな2項目め、子ども・若者に対する支援について説明します。こちらは括弧で4項目ございます。

まず(1)の安全・安心な居場所づくりについてです。児童虐待や不登校、いじめ、自殺など、そういった取り巻く環境が大きく変わっていることに伴って、家庭や学校以外の多様な居場所づくりの必要性が高まっているということです。学校に代わる居場所として、区内4カ所にフリーステップルームを設置しているのですが、アクセスに課題も残っているということで、利便性を考慮して北部地域におけるフリーステップルームの整備について検討してほしいとしています。また、学童クラブの待機児童数も非常に多い状況です。民間の学童クラブの誘致や、児童館を積極的に活用するなど、子どもの成長段階やニーズに応じた安全・安心な居場所づくりに取り組んでほしいとしています。

次に(2)、子育て支援を担う人材の育成についてです。核家族化の進行などによって孤立して子育てしている家庭が増えているということで、また、意識調査の結果、地域の子どもに対する見守り・支えあい活動の実施状況が、特に何もしていないという方が非常に多いという状況がありますので、子育て家庭を地域全体で見守り、支える環境を整備することが必要としています。特に、子育て支援を担う地域人材の確保が喫緊の課題としておりまして、ファミリーサポート事業の利用会員登録を入り口として、区内での子育て支援に関心がある層への研修体制を関係機関との協働で確立するなど、人材の活動の裾野を広げてほしいとしています。また、参加支援に関心が薄い層に対しては、子育て支援団体や庁内の所管と連携をしながら、支援に関わるメニューや機会を提案するといった積極的な働きかけや、支援に係る理解促進の強化を図ってほしいとしています。

(3)で貧困による教育格差の解消です。学校での授業の理解度が、年齢が上がるに従って、一般層と困窮層で大きく差が出るという結果が出ています。貧困による教育格差は解消しなければなりませんので、今後も貧困対策を推進していくことが必要としています。子どもの学習機会の確保として、教員OBの方や学生ボランティアなどを活用しながら、学習支援事業を引き続き実施してほしいとしています。

次に(4)で、より充実した連携体制の確保ということで、中野区でも児童相談所が設置されたということで、よりスピーディーに子どもの安全確保が行われるようにはなっています。すこやか福祉センターや学校、保育園、児相などがより充実した連携を図るような仕組みを構築して、様々なケースに対してきめ細やかに対応してほしいとしています。

次に、大きなカテゴリーの3番、障害者に対する支援についてです。項目としては3項目挙げています。

(1)で、地域生活を支える資源の整備についてです。障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、地域生活への移行を促進する支援体制の構築や環境整備を図らなければならないとしています。精神障害者を対象とした地域生活支援拠点は整備をしております、取組を行っているところです。また、身体障害者と知的障害者を対象とした地域生活支援拠点につきましては、令和9年開設予定の江古田三丁目重度障害者グループホームなどに併設して整備する予定となっています。地域のニーズや課題を把握しながら、地域生活支援拠点の機能充実について、今後も検討を進めてほしいとしております。

また、区内のグループホームに入所する精神障害者の方は他市区町村が実施機関となっているケースが多いという実情があります。長期入院されていた方が、地域移行先として区内のグループホームに入居を希望した場合も、受け入れ先を確保できなくて他区のグループホームで一旦生活した後に区内に入居するといった事例も見られています。住み慣れた場所で地域移行して生活を継続するためにも、生活基盤の整備が必要としています。

(2)で就労支援についてです。地域で自立して生活するためには、就労による経済的な基盤の確立が必要です。意向調査によると、生産年齢人口における定期的な就労について収入があると回答した方は57%でした。職場による障害への理解や、合理的配慮の提供が進んで、障害の特性に応じた勤務形態を社会全体で増やさなければならない状況にあります。また、民間企業の法定雇用率も引き上げられますし、また、法定雇用率に算定される勤務形態の就労時間が短縮されますので、障害特性や心身の状況に合わせた働き方で雇用に結びつきやすくなるということから、働く意思のある障害のある方が、就労の機会を確保できるよう、一層の雇用促進を図ってほしいとしています。また、区内の平均工賃は決して高い状況ではないので、就労に見合った工賃を確保して、働く意欲がより一層高まるような工賃向上の取組が必要としています。自主生産品の販売促進に向けた取組を引き続き検討してほしいとしています。

(3)、人材の確保、育成、定着支援についてです。障害者の重度化や高齢化が進んでいる中で、安定的に障害福祉サービスを提供していくためには、担い手の確保が喫緊の課題となっています。介護業務に対してはネガティブなイメージを持つ方も多く、イベントなどを通じてやりがいや魅力を発信することで、介護業務を正しく理解する機会を創出し、新たな参入の促進につながるといえます。障害福祉サービスの質の向上を図るために、現場の職員のニーズを把握しながらスキルアップにつながる研修を実施してほしいとしています。また、研修費用や資格試験の受験費用を助成するなど、従事者のキャリアアップと定着支援に取り組んでほしいとしています。

次に、大きな項目の4番、高齢者に対する支援についてです。項目としては4項目です。

1つ目の(1)、認知症施策の推進についてです。認知症の有無にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるように認知症施策を総合的に実施する必要があるとしています。認知症の方や家族が安心して暮らしていくためには、理解を深めるための普及啓発が不可欠です。パネル展示やサポーター養成講座など積極的に取り組んでいるところではありますが、今後も引き続き、正しい知識と正しい理解を深める取組を推進してほしいとしています。認知症にやさしい地域づくりの中核を担う認知症サポーターリーダーの養成を進めて、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられることができるような地域づくりを進めてほしいとしています。リーダーが様々な場面で活躍できる場の提供についても検討してほしいとしております。

次に(2)、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくための環境づくりについてです。65歳以上の高齢者のみの世帯と高齢者の単身世帯が増加傾向にあります。高齢者の生活機能の維持向上や生きがいづくりにつながる多様な施策に取り組む必要があるとしています。最近ICTを活用したサービスも広がりつつありますけれども、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげられるように、ICTを活用した地域における見守りについて引き続き検討し、高齢者が安心して暮らし続けることができる環境を整備してほしいとしております。

また区では、在宅療養が必要となった場合に、早期に必要なサービスを受けられるように相談受付と関係機関の調整機能を有した在宅療養相談窓口を設置しております。療養が必要な高齢者の方が自分の意思で療養場所を選択できるよう、適切な医療や介護を受けられる体制整備を推進する必要があるとしております。また、高齢者が生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で生き生き活躍できる環境づくりが必要としています。新型コロナの影響で活動自粛であったり、活動継続が困難となったケースも多くありましたが、5類に移行した現在でも、一度活動から離れてしまった方が再開できていないといった状況が見られています。そうした社会状況の変化に対応した新たな地域づくりや、交流の促進について検討してほしいとしております。高齢者の居場所づくりを充実させて、多様な参画ができる環境整備を進めてほしいとしています。

次に、(3)相談支援体制の整備についてです。中野区では、4つの日常生活圏域に2カ所ずつ計8カ所の地域包括支援センターを設置してございます。また令和8年度以降に新たに1カ所、北東部に地域包括支援センターを開設する予定となっております。現在、既存施設の改修整備を進めているところです。対象人口や担当範囲を踏まえながら、身近で専門的な相談支援ができる体制整備を進めてほしいとしております。

また、最後に(4)虐待防止施策の充実についてなのですが、高齢者虐待の通報・届出件数は増加傾向にある状況ですが、高齢者虐待の未然防止や早期発見には、地域での連携や協力、見守りが必要不可欠です。虐待防止に関するリーフレットやセルフチェックリストなどを作成して、医療機関や商店街、町内会などに配布をすることで、虐待防止に係る機運を醸成してほしいとしております。

また、民生委員の方は日頃から高齢者と関わりを持っており、家庭の様子などを把握しておりますので、連携を図ることで虐待情報についても、共有できるネットワークづくりについて検討してほしいとしております。

それから大きなカテゴリーの5番、生活困窮者に対する支援についてです。2件あります。

1点目の(1)差別意識の排除についてです。生活保護についてはいまだに偏見や差別意識等の根強いスティグマが存在しています。最後のセーフティネットとして機能しなければならないということから、スティグマの解消に向けた施策を講じることが重要としています。生活保護制度の意義や必要性について分かりやすく、正確に届くよう継続的に周知してほしいとしています。職員に対しても人権に対する理解を一層深めて、差別や偏見のないよう周知徹底することも必要としています。

それから、2点目の(2)自らSOSを発することができない区民に対する支援体制についてです。地域や社会からの孤立によって、自ら区へアクセスすることが難しい方に対するアプローチや、体制についても検討しなければならないとしています。すこやか福祉センターや区民活動センター、民生児童委員、関係機関などが連携を通じて支援が必要な区民を確実に把握して、早期に適切な対応につなげるような仕組みを構築してほしいとしております。

大きなカテゴリーの6番、性的マイノリティに対する支援についてです。中野区ではパートナーシップ宣誓制度を導入して取組を進めているところではあるのですが、これを活用したサービスはまだまだ限定的で充分とは言えないということから、今後活用できるサービスを拡大していく必要があるとしております。

まず、(1)理解の促進についてなのですが、記載されている法律の施行を契機にいま一度、意識啓発を図る必要があるとしております。また、LGBTQ+への知識と理解には、世代間により格差があるということで、世代を問わず多様な性について正しい知識や理解を広めていくことが非常に重要ということで、特に高齢層へのアプローチも検討するべきとしております。

2つ目の(2)区の相談体制の周知についてです。自分が性的マイノリティではないかと悩んでいる中高生の方は多いと思うので、区が実施している対面や電話の相談について、相談窓口の存在の周知を中高生向けに行ってほしいとしています。

最後に、3点目、(3)住宅確保の支援についてです。区営住宅などの入居申込みはできますが、住宅の確保についてはハードルが存在すると。入居が困難なだけでなく、保証人の確保も難しいケースがあるということで、LGBTQ+の方、性的マイノリティの方についても住宅確保要配慮者として位置づけて、高齢者や障害者、低額所得者などとともに、住宅の確保について、配慮が必要な当事者という意識の醸成が必要としています。民間賃貸住宅のオーナーなどに対する継続的な理解促進や、居住支援協議会とも連携をして、支援に取り組んでほしいとしております。

大きな7項目め、外国人に対する支援についてです。区の外国人人口は増加しており、多国籍化しています。今後、さらなる増加が見込まれる中で、多文化共生施策の一層の充実が必要としています。

まず、(1)意識啓発についてなのですが、多文化共生には、外国人の方が地域社会を構成する一員であると受け入れる意識を持つことが必要としています。外国人の方への働きかけはもちろんなのですが、地域住民へのアプローチも非常に重要な視点としています。意識啓発のため、異文化に触れる交流イベントを積極的に開催するなどして、外国人の文化や生活習慣への理解を深める機会を創出してほしいとしております。

2点目の(2)外国人の社会参画への取組についてです。地域社会の参加については、ライフス

テージや世代ごとの取組が必要といえます。NPO法人などの外国人支援団体と連携をしながら、外国人の方のニーズ把握に努めて、それらを踏まえて取組を検討してほしいとしております。

3点目の(3)相談支援体制の充実についてです。多文化共生を推進していくためには、相談体制の整備も必要としています。言葉の壁に加えて、社会制度を理解することが難しいということから、自国のコミュニティの中で生活される人も多いということで、生活上のトラブルや困難を少なくするために、外国人の方のコミュニティで言語や文化を理解する自国出身者の方をキーパーソンとして区が登録することも有効としています。その方が、周囲の外国人住民の支援や、地域住民、行政との橋渡し役となることで、気軽な相談が可能となって、支援に結びつきやすくなるとしています。キーパーソンを介することで、外国人住民のニーズなどが早期に把握できるという効果も期待できるとしています。

最後に(4)区内における連携体制の構築についてです。外国人に対する行政の取組は、多くの部署にわたりますので、区内において横断的な連携体制を構築して、情報共有しながら推進体制を強化してほしいとしております。

次に、大きなカテゴリーの8番、犯罪被害にあった方への支援についてです。

まず、1つ目の(1)相談支援体制の強化についてです。専任の相談支援専門員と常勤の保健師を配置して支援業務に取り組んでいるところですが、支援に当たっては、高度なスキルと豊富な経験が必要という状況です。さらに相談支援件数が大幅に増加しているという状況もあります。こうした中で引き続き安定したサービスを提供するために、支援団体と連携を図るなど、相談業務に従事する職員を安定的に確保して、支援体制を強化していくことが必要としております。

それから、(2)相談窓口につながりやすくするための方策についてです。利便性向上のために現在実施している電話や面談の相談に加えて、チャット機能やLINEを活用するといったより相談しやすい環境整備を検討してほしいとしております。

次に、(3)切れ目のない支援についてです。犯罪被害者等の置かれる状況に適切に対応していくためには、専門知識やノウハウだけではなく、切れ目のない支援が必要と。そのために行政、警察、法テラスなどの関係機関・団体が相互に連携を図れるような体制構築を求めたいとしております。

それから4点目、(4)相談窓口の普及啓発についてです。まだまだ区の犯罪被害者等の相談窓口の認知度は低い状況があるので、適切な支援が届けられるように、支援窓口について、より効果的な周知や広報が必要としています。

最後に(5)の理解増進についてです。犯罪被害者の方は、直接的な被害だけではなくて二次的被害を受けるケースが多いという状況がありますので、これを防止する観点からも、引き続き講演会やパネル展示を積極的に行って、犯罪被害に対する正しい知識や理解の増進を図ってほしいとしております。

次に、大きなカテゴリー9項目め、再犯防止の推進についてです。3つあります。

(1)再犯防止に関する普及啓発についてです。犯罪をした方などが社会復帰して地域で生活していくためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠ですが、そうした施策については、区民にとって必ずしも身近なものではなく、関心と理解が得られにくいという状況があります。今後も引き続き、社会を明るくする運動や再犯防止推進月間などの取組を通じて、更生保護や再犯防止に広く区民の理解を得るための普及啓発を行ってほしいとしております。

それから(2)、安定的な就労先の確保についてです。矯正施設などを出た後に、就労先や適切な帰住先が確保できないということが再犯リスクを高める要因となります。特に安定的な生活を送るためには、就労で経済的な基盤を確立する必要があります。新たな協力雇用主の開拓のため、積極的に雇用していただける企業の支援や、雇用を通じて社会復帰を促す地域の機運醸成を図ってほしいとしております。

最後に3点目、(3)保護司等による連携体制についてです。更生保護活動支援などのネットワークづくりを開始したところですが、これをより強化して保護司就労支援を行う協力雇用主、支援

団体の理解と協力による幅広い連携を推進してほしいとしております。

大きなカテゴリーの最後の10番、安定的な住宅確保に向けた支援についてです。3点ございます。

(1)、民間賃貸住宅のオーナーに対する意識醸成と普及啓発についてです。住宅確保要配慮者の入居については、入居後のトラブルなどがあることから、拒否感を有するオーナーが一定数いらっしゃるということで、入居を断る事例が見受けられると。入居を拒まない住宅の供給を促進するために、不動産業者やオーナーに対して継続的に丁寧な説明を行って、不安解消を図れるよう意識啓発をしてほしいとしております。また、区では居室内での死亡時の残存家財の整理などについて費用に対する補助事業を行うなど、オーナーに対する支援も充実しているところです。要配慮者の円滑な賃貸住宅への入居に寄与するため、オーナーに対する普及啓発を強化する必要があるとしております。

2点目の(2)要配慮者への入居を拒まない賃貸住宅の登録促進についてです。区におきましても、セーフティネット住宅の登録制度の普及啓発を行ってきているところで、セーフティネット住宅供給数が増加をしている状況があります。引き続き要配慮者の居住安定を確保するため、セーフティネット住宅の登録を促進して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の供給を促進する必要があるとしています。

最後3点目、(3)居住支援施策の普及啓発についてです。居住支援協議会と連携をして入居支援者向けのガイドブックを作成して広報しているところですが、支援者だけではなく、要配慮者などの区民の方に対しても、住宅部門と福祉部門が連携をしながら支援制度や関連サービスについて広く周知啓発を図ってほしいとしております。

次に、章が変わって第2章、成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき基本的な考え方について、ご説明をします。大きく2つですね。

1点目が制度の利用促進についてです。判断能力が低下してしまってからでは自分で制度利用を検討することは困難になり、円滑かつ迅速に制度に結びつくことも困難になるということがあります。早い段階で権利擁護サービスを利用し、もしくは将来のことを考えておくということは重要としています。判断能力があるうちに、本人が任意後見人を決める任意後見制度もありますが、まだまだ利用は少なく、考えている人も制度理解が不十分な場合がありますので、制度の理解を促進する必要があるとしています。

それから、(2)制度の分かりづらさについて、何が分かりづらいのか、何を求めているのかといったことを掘り下げて、その結果を利用促進に生かすことも重要としております。

最後、2番の制度の普及啓発についてです。(1)制度利用のメリットを伝えることの重要性についてなのですが、これまでも講演会や研修会などで普及啓発をやっていたところなのですが、制度の認知度は減少してしまっているので、制度を利用した方の好事例を用いて成年後見制度は生活を守ってくれる制度であることを分かりやすくアピールすることが重要としています。

最後に、(2)普及啓発事業の方策についてです。普及啓発事業で成年後見制度を取り上げると、難解なイメージから参加を躊躇する方もいるかもしれないので、例えば一人暮らしの人の賢い生き方講座といったように、高齢者が関心を持つようなテーマを設定して、成年後見制度を紹介する工夫が必要としております。

内容は以上で、最後に用語の説明と、資料編として、名簿とそれからこれまでの審議内容を掲げておりますので、ご覧いただければと思います。

長くなりましたが、ご説明は以上です。

○和気部会長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見などがありましたら。保田さん。

○保田委員

ありがとうございます。1点確認させていただければと思うのですが、7ページのカテゴリー5、生活困窮者に対する支援で、区民に分かりやすく継続的に周知していきますと書いてあって、この区民というのは念のための確認なのですが、例えば路上生活者の方とか、そういう住民登録を必ずしもしていない方も含まれているという理解でよろしいでしょうか。居住地がない方、あるいは明らかでない方にも必要な支援。

○中谷福祉推進課長

周知の対象としては、どういう区民というのは特になくと思うので、どんな方にも広く伝わるように広い周知が必要と考えております。

○白岩委員

介護サービス事業所連絡会の白岩と申します。前回、中野区さんの別の会議とかぶってしましまして、同じ福祉なのですが、出られなくて申し訳ございませんでした。

その際、認知症のことの検討があったということで、私が、一番関わりが深いところの参加ができなかったのに今、間に合うのかどうか。5ページの高齢者に対する支援の認知症施策なのですが、一段と認知症の方が増える中で、これ、施策として出されているのですが、認知症サポーターというのはボランティアで行う行為ですね。その事務局を区がやっていますけれども、そこリーダーさん、リーダーさんも一般のボランティアさんと同じですから、社協さんに登録するボランティアと同じ状況ぐらい、ぐらいと言っては失礼ですね、認知症施策には足りないのではないかなと思ひまして、現状としても、認知症初期集中支援チームですとか、あと、国が言っている若年性認知症の相談窓口を置いたりしていると思うのです。あと、もの忘れ相談会を区でやったり、検診も始まりました。せっかくだったら今やっているところを盛り込んだ上に、またさらにどういふ施策。入れてほしいですが、せめてやっているところは盛り込んだほうが内容的にもいいのかなと思ひました。

6ページになりまして、高齢者相談支援体制の整備ということなのですが、これは私個人の見解ですが、以前から中野包括は対象高齢者数が多いにも多くて、そこを分けないといけない状況だった。いろいろなコロナとかで、もともと分けるはずだったのが、時間がたっているので、8つで足りないから増やすのではなくて、増やさなくてはいけなかったところだと思うのです。今、国の施策でも、例えばヤングケアラーの支援も包括に入れたりとか、今、本当に業務が圧迫していますから、そういったところではケアマネジャーに業務を振ったらいのではないかみたいに出ているぐらいですから、今ただ、もともと足りなかったところを補うところで終わりにせずに、やはりそこはもうちょっと相談体制の充実というところを、本当はいろいろなことを入れていただきたいのですが、盛り込んで、現場の者としてはぜひ入れていただきたいと思ひました。

以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。こちらの高齢者施策については、介護・高齢部会がある関係でこのような書きぶりになっていたのでしょうか。

○中谷福祉推進課長

介護・高齢部会との絡みで確かに両方とも特に認知症施策については重複するかなとは思ひましたが、資料としては共通するもので、双方の部会で審議させていただいています。最初の、前段のサポートリーダーとか、サポーターの話以外の事業の部分については、継続的にやっていく部分だったので、あえて書かなかっただけなので、ただこれしかやっていないというイメージだといけないので、そういう意味で全体像が分かるように明示したほうがいいというご意見かなと思ひました。

ので、そこに盛り込んでいきたいなと思っています。

それから、相談支援体制のほうは正直私も同感なのですが、どのぐらい本当に拡充できるのかというと、具体的な計画期間、令和6年、7年、8年、9年、10年のあと5年間の計画なのですが、その中で考えると、まずは1カ所開設ということなのだと思うのです。正直言うと、本当にもっとドラスティックに言えば、この部会の中でも中山委員がいらっしゃったときに、大げさに言えば包括1カ所につき、1地域包括支援センターがあってもいいぐらいで、倍増というか、今8カ所のところを15カ所あってもいいのではないかというご意見もあったぐらいで、個人的には肌感覚的には正直同感なのですが、なかなかそこまでドラスティックな拡充は難しいと思うので、書きぶりとして、ニュアンスとしてというのですかね。1カ所増えたらいいですよという話ではないでしょうというお話かと思うので、そのニュアンスは少し表現できるように見直しさせていただければなど。少し検討させていただきたいと思います。

○白岩委員

そういうほかの部会さんと、これは総合的な部分というところなので、1つアウトリーチチームさんが見守りのところとかは期待をするという、区長さんだとか、いろいろ区の施策としてはあると思うのですが、あまり触れていないような感じがあったのですが、ぜひ地域の方とうまくいっていない地域もあると聞いているので、ぜひそこは文言として盛り込んでいただいて、そういうふうに向ければみんながよくなるのではないかなと思いました。

○和気部会長

今の件なのですが、私もこれ、サッと読んで、ここで議論したことがちゃんと書かれているなと思ったのですが、先週でしたかね、中野区のシンポジウムもありましたよね。孤独・孤立がテーマで、毎回このシンポジウムはアウトリーチチームの事例が出されています。その部分、特に引きこもりとか、孤独・孤立という制度横断的な課題への対応が今一番議論の中心になっていて、もっと早く言うべきだったのですが、今回属性ごとに、課題ごとというのですか。議論されたことはちゃんとまとめていただいているなと思ったのですが、そういう複合的な課題、アウトリーチチームが出される事例は大体いつも生活困窮で、孤独で、虐待もあり、いろんな問題が複合化している。そこはアウトリーチチームであれば、他の区市町村と違って、それをどこまでちゃんとできているかはクエスチョンとしても、一応全部受け止めることができるという中野区の実践でもあるので、それをもうやっているからいいのかなという気もあったのですが、さらに欲を言えばといいますか、時間があれば、10番まで制度横断的な羅列型の記述になっていますけれども、最後とかに制度横断的な課題に対して、これまでの区の実践プラスアルファ、さらに強化が必要。大体、アウトリーチチームは全然人数が足りないという現場からは聞いておりますけれども、どういう形がいいのか。

あと、これはちゃんと議論していなかったので入れられないとは思いますが、社協さんからはコミュニティソーシャルワーク、制度化してほしいというのをそういえばすごく聞いていまして、寄り添い型の支援をきちんと制度化するというのは、ちゃんとここで議論できなかったのですが、改めて入れるのは難しいかもしれませんが、今日意見も出ましたので、そういうこともアウトリーチチームプラス、それを補うような体制も整備していただきたいみたいなことも、可能であれば入れていただきたいなと思いました。すみません、今ごろ。

○中谷福祉推進課長

持ち帰って所管と相談させていただきます。実はすごく難しい状況というか、もともと今、アウトリーチチームがものすごく機能してうまくいっているかということ、そうでもない。先生がご指摘になったとおり、まずマンパワー的に足りていないのではないかとこのところがあります。そこをものすごく体制拡充してやっていこうという今。

○白岩委員

生保も包括も、体制拡充ができない。お金の問題がある。ただ、より、やっぱり「やるぞ」という気持ちがないとつながらない。

○中谷福祉推進課長

私、個人的には、個人的に言う場ではないかも知れませんが、生保にしてもちゃんと体制強化をしないといけないと思っています。それが、着実にこの5年間でアウトリーチチームの体制強化ができるかという難しいかもしれないです。生保のほうはこの5年で法の基準ですけれども、満たすような配置に向けて着実に人員増されるはず。なので、実現可能性とかという面から、おかしな話なのですけども、これはあくまで審議会で伺っている話なので、逆にそれはやる時にやるというご意見であれば計画に反映できるかどうかはともかくとして、答申というか、部会の内容としては、あえて入れるというのもありだとは思っているんですけども、ちょっと検討させていただいてもいいですか。

○奈良委員

私も今、和気先生がおっしゃっていたことを発言しようと思っていたのですが、第2回目の部会だったと思うのですが、前任の中山委員が地域での職員の絶対数が足りないという話をされていて、また社協も地域担当という職務を置いていますけれども、兼務ということで、十分に役割が果たせていないということがあるかと思えます。そういう中で、地域の支援をコーディネートする、そういった機能が、今中野区の中では絶対的に欠けているというか不足しているのだろうと思うので、そういったところをこの中で、多分2ページあたりなのかなと思うのですが、その辺の本質的な議論と、この不足している部分をきちっと入れ込んでほしいなと思っています。

それで、私たち社会福祉協議会では、今、区の地域福祉計画と並行して、地域福祉活動計画をつくっているのですが、様々アンケートをとっていただいて、多くの方に答えていただいています。その中でも社協に期待する役割として、地域のコーディネート機能ということを求められていますので、私たちの自分たちの計画の中ではその辺をやる必要があるということを積極的に議論して入れ込んでいきたいと、盛り込んでいきたいと、そんなふうに思っているのですが、できましたらそういったことの方向性みたいなのところも、ご意見としてまとまるようであれば入れていただけたらいいのかなと思っています。

アウトリーチチームを増やすとかいうことではなくて、アウトリーチチームがあってもいいと思うのです。社協は社協として、または、社協の強みとして福祉の専門性ですとか、地域福祉の専門性ですとか、地域資源とつながっているネットワーク、そういったものの強みを生かして、アウトリーチチームと協力をしながら、その地域で展開していく、そういったことが必要なのではないかと。どっちがいいとかいう議論ではないのではないかなと思っていますので、その辺をご議論いただければなと思っています。

○和気部会長

ありがとうございます。その辺、書き込んでいただければ。

○中谷福祉推進課長

今いただいたご意見と所管とも調整させていただいて、何がしかの形で反映させていきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○和気部会長

ありがとうございます。ちなみに、昨日は東京都の社会福祉審議会がありまして、私委員なの

ですけれども、豊島区の社協の報告がありました。CSW、コミュニティソーシャルワーカー中心に様々な課題に取り組んでいるという、先進とっていいのか、いろいろその辺も、ぜひ中野区も学んでというか、知っているとは思いますが、その辺の実現に向けて、区のほうも動いていただければと思います。

○稲葉委員

2点ありまして、7ページの性的マイノリティに対する支援について、理解増進法の制定について触れられて、法律の施行を契機にもう一度意識啓発を図る必要があるということなのですから、ぜひ、この点についても、職員に対する研修とか入れていただければと思います。LGBTQの当事者の方が市の窓口、生活保護などの市の窓口で適切に対応されなかったということもありますので、ぜひ区民に対してはもちろんですけれども、職員に対する研修ということも入れていただければと思います。

もう1点、8ページから9ページにかけて外国人に対する支援についてというところで、日本語の習得の支援というお話がありますけれども、私も実は先日、社協さんのフードパントリーでですね、外国籍の方の相談を受けて、日本語を勉強したいけれども、どこに相談したらいいかわからないという相談を受けたのですが、そのときも手助けをして、パンフレットを持ってきて説明したりしたのですが、既にやってらっしゃいますけれども、やさしい日本語での区の相談窓口の紹介、多言語での発信ということについても入れていただければと思います。

○中谷福祉推進課長

ありがとうございます。修正案をお示しできるように検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○和気部会長

そのほか、いかがでしょうか。

○宮澤委員

3ページになると思うのですが、子ども・若者に対する支援のところ、ヤングケアラーの件は入れておいたほうがいいと思うので、それで、うまく見つけ出して支援をしっかりとやっていくところは入れたほうがいいと思います。

以上です。

○中谷福祉推進課長

ありがとうございます。大きな2番のカテゴリーの中ですかね。盛り込めるように修正案を準備したいと思います。

○和気部会長

先日のシンポジウムでもヤングケアラーのご報告が、区が委託事業みたいなのを委託してやっていますよね。ぜひ盛り込んでいただければと思います。

○荒岡委員

民生委員の荒岡です。性的マイノリティに対する支援で、8ページの(2)区の相談体制の周知について、中高生に向けて相談窓口の存在の周知をやってほしいということなのですが、さらに加えていただきたいのが、隣の9ページの8番の(2)にあるように、電話相談や面談に加え、チャット機能やLINEを活用する。特に中高生に対してはこちらのほうが相談しやすいと思っておりますので、窓口を案内するだけではなく、この機能で相談できるようにしていただければと思います。

○中谷福祉推進課長

ありがとうございます。確かに、犯罪被害のほうだけ工夫すればいいという問題ではないと思うので、同じようなICTの利活用的な部分、DXの活用みたいなところは、性的マイノリティのほうにも反映させるように修正案のほうをつくっていきたいと思います。ありがとうございます。

○和気部会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。松山委員、お願いします。

○松山委員

個別ではなく、全体的な話になってしまうのかもしれないのですが、1つは成年後見制度利用促進計画についてです。1個の独立した章立てになっている割には、ここでの議論する時間が非常に短くて、10分か15分ぐらいだったような気がします。とはいえ、すでに中野区の利用促進計画はしっかりしたものがありますので、ここでテーマとして挙がっているものは、施策等において、普及啓発や区民の方々に更に理解を深めていただくなど、まだ十分ではないと思われる点を補足する、そんな意味合いで理解すればよろしいのでしょうか。

○中谷福祉推進課長

おっしゃるとおりです。一旦令和3年10月に策定していて、改定年度ではあるのですが、何かそこが大きく変わるかというとなかなかドラスティックに変わっていく制度でもないの、審議する時間も短かったのは恐縮なのですが、新たに盛り込んでいく観点からすると、このぐらいのかなというところで、ごりごりっと、ここはもう少しあったらなという感じですが、今回このような内容でご理解いただけたらと思います。

○松山委員

分かりました。あともう一つ、この案の最後ページ、今までの議題を振り返ると、全て、冒頭に「地域共生社会の実現に向けた」というフレーズがついています。一方で、目次の方を見ると、全てに「支援について」という形で項目が立てられています。区民が「皆で参加して」「皆で支え合う」といった地域共生社会の実現を目指す割には、何となく、区の支援だけが前面に出ているという印象を持ちました。

○中谷福祉推進課長

ありがとうございます。確かに支援する側だけに偏った作りでもないのだろうと思うので、タイトルの表記というか、すぐにパッと思いつかないのですが、少し偏りがあるように見えるので、「もっと広いものなですよ」ということが分かるように、ちょっと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○和気部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○奈良委員

3ページのところの一番下の(3)なのですが、貧困による教育格差の解消ということで、ここでは最後のところで引き続き実施してほしいになっているのですが、そのことに異議があるわけではないのですが、前回もお話しさせていただきましたけれども、区のほうの小学生の部分の支援のほうは社協が請け負っているのですが、以前は健康福祉部の生活援護課が担当していて、今子ども教育部のほうに移って、どちらかというと、子どもの学習支援と生活支援の両面から行くべきものかなと思っていたのですが、学力向上というところが前面に出て

きていて、今自立支援というような、そういうような意味合いがすごく薄れてきてしまっていて、社協としてこれを担う、やっていく意味があるのかという議論もしているぐらいなのです。

ですから、その辺についてこの書きぶり、私が思っている意味、感覚とはちょっとずれているかなと思ったのと、むしろ生活困窮者の自立支援ということであれば、7ページのところで、ここに生活困窮者に対する支援というのがあるのですけれども、ここが生活保護のことだけが書いてあるように見えるのです。むしろ自立支援というのが重要なのではないかなと思っていて、前回説明を受けたときにも自立支援、包括的な自立支援というような、「包括的な」と書いてあったのですけれども、今やっている就労支援のところ、家計再建支援ですとか、子どもの学習生活支援、こういったものを一体的に、もっと取り組む必要があると思っています。今、組織が分かれてしまっているところ、別々にやっていて、一体感というのがあまり感じられない。むしろ今やっている就労支援のところを中心に、家計再建支援とか、子どもの部分については、子ども教育部ということで、言葉は一体的と言っているのですけれども、僕は一体的にはなっていないだろうと。これも縦割りで行われてしまっていると。ですからその辺をもう少し一体的に支援していく必要があるのではないかなと、そういう施策展開というのを書いていただければと思います。

○中谷福祉推進課長

分かりました。全体を通して、これまでもやっていた既存の施策で、今後も安定して維持継続していく施策は実はあまり書かないようにしていたという意図があって、確かにこれだけでいいのかという逆に見えて、さっきの話ではないのですけれども、認知症施策の部分ももう少し実際やっているものをちゃんと整理して掲げたほうがいいというお話があったので、それに合わせて生活困窮者のほうも、当然自立支援の取組をやっていく話なので、そこを、網羅的に分かるように少し補記していきたいと思います。ありがとうございます。

○和気部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

私のほうからもう1点。先ほどの確認なのですけれども、引きこもりとか孤独・孤立とかそういうのをどこかに盛り込んでいただくのと、あと、国のほうが進めている重層的支援体制整備事業という横串を刺して対象別に分かれている制度を特に複合的なケースなので一体化して支援できる、そういう事業で、中野区はいち早く手を挙げて取り組んでいるはずですので、中身があまり、まだ見えない。それがアウトリーチチームなのかどうかちょっと、分からないのですけれども、そのあたりの横串を刺す支援が地域で求められているところなので、そこを何かしらの形で強調していただきたいのと。

それからもう1点、いろいろな場面に出てきた、地域で人を支援していこうというときに、伴奏型支援をしようとしたときに、いろいろな個人情報のある壁があるというのがいろんなところで出てきましたよね。その個人情報の問題も、簡単に区の条例とかで変えられないのかもしれませんが、何かしらその壁を取り払うのか、何かしら共有できるようなシステムは横串を刺す場合にもすごく必要かと思しますので、どこかにそれを盛り込んでいただけるといいかなと思っています。

昨夜も東京都の審議会では、障害を持っているお子さんのお母さんの都議会議員の方も委員になっていて、ご自身の経験からいろいろ報告されたのですけれども、アメリカでお子さんが生まれて、アメリカではこんなだったのだけれども、日本に来たらこんなにひどいみたいな、そういうもちろんアメリカのどこに住んでいたのかとか地域によってすごく違うので何とも言えないのですけれども、一番の問題はアメリカでは1人の人のところ、「そこに行きなさい」と言われてそこに行くと、高齢者のケアプランよりもっと丁寧な感じに様々な情報がそこで一元的にコーディネートされていて、情報も「共有していいですか」というところにチェックすれば、医師にかかった場合もその情報が全部共有されていて、あと学校の情報も共有されて、日本だと医療も教育も、福祉も全部分断されていますので、まず関係者がそろわない限り情報って提供されませんが、そういうものがそこ

に行っただけで全部共有されて、すごく力になっていたと。それで日本に帰ってきたら、役所に行ったら事務的な対応で紙1枚渡されただけみたいな。いろんな部署に行かなくてはいけなくて、いちいち説明したりとか、病院に行ったり、学校に行ったり、全部やらなくてはいけなくてすごく大変ですみたいなご報告もあったのです。

なので、すぐにそのようなアメリカの社会のようにはならないかもしれませんが、少なくとも情報共有の仕組み、今でも虐待のケースとかは可能だと思うのですけれども、もう少し一定の指標をつくることは必要ですけれども、共有して複合的なケースや、あるいは赤ちゃんのとき、幼児のとき、小学校、中学校って、日本の場合はステージが上がるごとに全部担当とかが変わるので、そのときごとにすごく大変ですよ。なので、時系列のスパンを超えて支援できるような、そういう仕組みづくりというのが、この地域福祉計画の中に書けるのでないかと思ひまして、今さらなのですけれども、もし可能であれば書き込んでいただければと思います。

○中谷福祉推進課長

分かりました。1番の地域活動における支援についてのくぐりをもう少し書き足すべきなのかなと思ひましたので、戻ったら所管のほうとも相談して、具体的にどんなふう書き込めるかというところを検討していきたいと思ひます。ありがとうございます。

○和気部会長

あと、個人情報のところはどうか、個人情報のところは何か書けそうですか。

○中谷福祉推進課長

個人情報のところは独自にやってきてしまっている部分があるので、その中でなかなか十分活用されていないのではないかと課題としてのご指摘もあるのですけれども、何かその部分を区として今後どうしていこうと考えているのかとか、所管と相談して、この計画期間中に何か取り組むべきものとかあるなら盛り込んでいけないか、ちょっと相談してみたいと思ひます。

○保田委員

今、部会長がお話ししていたことで、先日ふと思ったのですけれども、11月1日から中野区の個人情報保護審議会第1期が始まると伺ったので、ちょうど第1期ということで、新しい個人情報保護法に対応する審議会ということなので、今の時期であれば、うまく連携をとれば何かしらそういう議論ができないのかなと思ひたり、思わなかったりしたので、今の部会長の問題意識とかをぜひ区内で共有できたらなと、横から思った次第です。

○中谷福祉推進課長

一応両方、個人情報の保護の担当と、それから地域包括ケアの担当とか、あと地域活動推進やっていると、関係機関と協議してみ、今後の方向性とか何か盛り込めないかというあたり、検討してみたいと思ひます。

○奈良委員

12ページの成年後見のところなのでも、先ほど今不足している部分だけを盛り込んでいるというお話だったので、あまり議論をしていないのですけれども、市民後見人を増やしていくとか、実際の活動につなげていくとか、そういったことは、あまり、できていると言ったらいいのですか、やっていく必要はないみたいな。必要ないということはない、そんなふう感じていらっしゃるのかどうかと。

司法書士さんみたいな専門職と、それから市民後見人がやるケースとか、それぞれ役割分担があってもいいのかななんて思ひますし、また、前回この説明を受けたときに、法人後見のところはす

ごく消極的な書き方をされていたと思うのですね。今実績のところを見ると。今後検討ですみたいなことだったのですけれども。法人後見なんかも不足しているのかなと思って、この任意後見制度を普及させていくとか、進めていくということであれば、利用する側から見たら選択肢が多いほうがいいのかななんて思いまして、そういったところももう少し施策の展開というのですかね。総合的な展開が必要なのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○中谷福祉推進課長

市民後見人に関しては、増やしていくというよりは、今は登録者数に比べて実際に活躍の場とか、選任されている方が少ないので、人を増やすというよりは、マッチングを増やしていくということはあるのかな。ただ何でもできるというわけでもないとか、その市民後見人の方にマッチした事案というのがすごくいっぱいあるかというとなくて、需要と供給が結びついていない感じなのかなというのが肌感覚です。法人後見に関しては個人的にはニーズはもっとかなり潜在的にはある感じで、実質的には今社協さんしかほとんど受け皿になっていないというのが現状なのですけれども、そこは個人的にはマンパワー不足もあるので、実際そこを増やしていくならば、社協の体制強化が必要不可欠と思っています。

○奈良委員

社協以外という選択肢はないのですか。

○中谷福祉推進課長

あるのですけれども、あって、そっちの動きもあるのですけれども、まだ実績が伴わない団体がいらっしゃるりとか、あとはそこもマッチングなのかもしれないのですけれども、実際なかなかつながらないところはあります。

○奈良委員

質的な問題という意味なのかよく分からないですけれども、そういうところがあるのだったら行政がそこは何らかの施策でサポートしながら全体として底上げと言ったら変ですけれども、そういうことをしていくというのも1つ役割なのかなと思うのですけれども、どうですか。

○中谷福祉推進課長

そうですね、法人後見の担い手になる法人の育成とか、支援とかは、一定必要な役割かなと思っています。

○宮澤委員

例えば、高齢の方が認知症になって後見人をつける場合というのは、そこから何十年もそうなるかならないかは別にして、期間が大体分かってくるかなとは思っているのですけれども、私たちの子どもたちは自分たちよりも全然若いわけで、そうすると後見人の方が子どもよりも若ければ大丈夫ですけれども、先長い中でつけ替えたりとか、そういうことになるわけですか。そういう意味で、母たちと話をしたときに法人後見というのはすごく頼りになるのではないかというのがあったので、今後その辺の強化みたいなのをやっていただけたらありがたいなと思います。

○松山委員

法人が担い手となる場合に、法人とはいっても、実際には、そこで担当される個人がいらっしゃるという現実的な問題はあろうかと思えます。

また、先ほど奈良委員がおっしゃられた点については、すでに中野区の利用促進計画において「市民後見人の育成・活用」や、「法人後見実施団体に対する支援の検討」が定められています

ので、当然、それらは、引き続き、行っていただけるものと理解しております。

後見人と被後見人が長くご一緒するという点については、成年後見の議論をしているときに、同じような話をさせていただいております。第二期基本計画においては、家庭裁判所による適切な後見人等の選任、交代の推進が盛り込まれていますので、親御さんとの複数後見も併せつつ、後見人等を、適切に、柔軟に交代していくという方向性も視野に入れながら、後見制度をうまく活用していければと考えております。

○和気部会長

そのほか、よろしいでしょうか。丸山委員、小野委員、よろしかったですか。

それでは、ほぼ時間になりましたので、こちらでもう一度、区の方には申し訳ありませんが、今日出た意見で少し書き加えていただければと思います。

それでは、各委員からの情報提供についてよろしいですか。情報提供等ありましたらよろしく願います。特にないということでもよろしいですか。

それでは、ちょうど時間が1時間ぐらい経過いたしまして、今日は早く終わる予定どおりということでございます。

それでは事務局からのご連絡よろしく願います。

○中谷福祉推進課長

本日もどうもありがとうございました、今日はお車でお越しの方いらっしゃいましたら、駐車券のほうにスタンプを押しますので、事務局の職員のほうにお声がけいただければと思います。次回は第2回全体会となりまして、9月26日の19時から、場所は7階ではなくて、9階の第11、12会議室になりますので、いつもと場所が違うのでお気をつけいただけたらと思います。何気に中3週ぐらいで、慌ただしいのですけれども、変更案のほう整い次第ご連絡差し上げるようにしたいと思いますので、よろしく願います。

事務局からは以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。変更案はメールか何かで送っていただける。全員にですか。全員ではなく。

○中谷福祉推進課長

部会長と副部会長に一任という形をお願いするしかない。大変申し訳ないですが、メールで部会長、副部会長にお送りして、今回の本日いただいたご意見の反映内容については、部会長、副部会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

よろしく願います。ありがとうございます。

○和気部会長

それでは本日は以上で閉会とさせていただきます。どうもお疲れ様でした。

——了——